

市 道 路 線 の 変 更 に つ い て

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

路線名	変更前後 の 別	起 点	終 点
7219	前	鹿沼市茂呂 659 番 1	鹿沼市深津 2515 番 6
	後	鹿沼市茂呂 657 番 9	鹿沼市深津 2515 番 6